

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たると日、
休日は、
がと日、
の翌日)

目 次

- ◇教委規則 鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則
- ◇教委訓令 教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令
- ◇公安規則 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
- ◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の内任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

鳥取県教育委員会規則第三号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程（昭和三十九年四月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の表指導課の項中「高校教育係」の下に「特殊教育係」を加え、同表福利課の項を次のように改める。

福利課	業務係、福祉係、給付係
-----	-------------

第六条第二項中「総務室主任を」の下に「国民体育大会準備室に国民体育大会準備室主任を」を加える。

第七条第十号中「及び総務室主任」を「総務室主任及び国民体育大会準備室主任」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第一号

教育委員会事務局職員の内任発令規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和五十一年三月二十五日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

教育委員会事務局職員の任免発令規程の一部を改正する訓令

教育委員会事務局職員の任免発令規程（昭和四十四年十二月鳥取県教育委員会訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中「表」を
に改め、同表の第一の12中

別表（第三条関係）

「…により…年…月…日まで」

を
「…年…月…日まで」

に改め、

同表の第一の26中

「派遣（地方自治法第252条の17の規定により派遣する場合）」

地方自治法第252条の17の規定により
(1) ……へ…年…月…日まで派遣する

を

「派遣
(1) ……により…へ…年…月…日まで派遣する」

に改める。

別表の第二を次のように改める。

同様式中の「種別」を「種類」に改め、同様式中の「(イ)」を「(イ)」に改め、同様の「種別」を「種類」に改め、同様の「(イ)」を「(イ)」に改める。

第二 一般職の職員（臨時的任用職員に限る。）の場合

1 採用

臨時的任用職員 (1) に任命する

日給……円を給する

……勤務を命ずる

任用期間は……年……月……日までとする

2 期間更新（任用期間を更新する場合）

……年……月……日まで任用期間を更新する

任用期間満了後は更新しない

3 辞職

辞職を承認する

4 給与改定（給与の額を変更する場合）

日給……円を給する

5 その他

第一の例による

○ 辞令書等の種類欄に記載する。

(1) 職名又は職種名とする。

○ 辞令書等の給料欄に記載する。

○ 辞令書等の所属課所欄に記載する。

○ 辞令書等の任用期間その他の勤務条件欄に記載する。

○ 辞令書等の任用期間その他の勤務条件欄に記載する。

○ 辞令書等の種類欄に記載する。

○ 辞令書等の給料欄に記載する。

第三号様式中「第3号様式」を「第3号様式(第4号様式)」に改め、同様式の(ロ)中「種類(職)」を「種類」に改め、同様式の(イ)中「(イ) 警備の種別」を「(イ) 警備の種別」に改める。

附 則

この訓令は、昭和五十一年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月二十五日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

鳥取県公安委員会規則第二号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則(昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条第四号を次のように改める。

四 所管行政に関する総合企画、総合調整及び調査に関すること。

第五条中第七号を第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関すること。

第五条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の

一号を加える。

五 事務能力の増進に関すること。

第六条の二第五号を削る。

第六条の三第二号から第四号までを次のように改める。

二 表彰に関すること。

三 懲戒に関すること。

四 争訟事務に関すること。

第七条中「四課」の下に「及び科学捜査研究室」を加える。

第十条中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とする。

第十条の次に次の一条を加える。

(科学捜査研究室の所掌事務)

第十条の二 科学捜査研究室(以下「研究室」という。)においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 科学捜査についての研究及び実験に関すること。

二 法医学、物理学、化学等を応用する鑑定及び検査に関すること。

第十六条第一項中「本部の課」の下に「研究室」を加える。

第十八条の見出し中「課長」の下に「、室長」を加え、同条第一項中「課長を」の下に「、研究室に室長を」を加え、同条第二項中「課長」の下に「、室長」を加える。

第二十一条を削り、第二十二条第二項中「、倉吉市及び米子市」を削り、

同条第四項中「センターの所在地を管轄する警察署の署長」を「交通指導課長」に改め、同条を第二十一条とする。

第二十二条の二第一項中「自動車運転免許試験場」の下に「(以下「免

許試験場」という。)を加え、同条第二項中「自動車運転免許試験場」を「免許試験場」に改め、同条に次の二項を加え、同条を第二十二条とする。

3 免許試験場に、場長を置き、警視の階級にある警察官をもつてあてる。
4 場長は、上司の命を受け、免許試験場の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条の次に次の一条を加える。

(副署長)

- 第二十五条 警察署に、副署長を署くことができる。
- 2 副署長は、警視の階級にある警察官をもつてあてる。
- 3 副署長は、署長の命を受け、署の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第一号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号中「義務教育係長」の下に「、特殊教育係長」を加える。

第四条第一項第三号中「(医師又は歯科医師の資格を有する者に限る。)」を削り、同項第四号を次のように改める。

四 職員厚生課の職員診療所の所長及び医師並びに健康対策課の課長
第四条第二項第六号及び同条第三項第六号中「職員診療所」を「職員厚生課の職員診療所」に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥

取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第三の三の表の二等級の項中「警察署の長」の下に「又は副署長」を加える。

別表第三の七の表の二等級の項に次の一号を加える。

四 本庁の健康対策課長の職務

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第三号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則(昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表の警察の警察署の項中

署長
調査官

を

署長
副署長
調査官

に改める。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十一年三月二十五日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の表の六級の項中「本庁の健康対策課長、」を削る。

附 則

この規則は、昭和五十一年四月一日から施行する。